

なり會社は市との契約に基き電車を利用する結果同工場の製品運搬を請負へる酒榮組は自己作業の大部分を奪はるる爲市並會社に對して之が既得權侵害補償七萬圓を要求し再三折衝したるも拒絶されたので遂に所屬人夫全員の罷業を敢行して要求を貫徹せんとするに至つたのである。

十一、要 求 事 項

補償金七萬圓（年純益壹萬圓向ふ七ヶ年間分）

十二、經 過

酒榮組代表は三月十七日會社側と會見し要求一蹴せられて以來再三會社の考慮を促したるも同二十九日工場長との折衝に於て拒絶せられたので遂に所屬人夫をして同組事務所に籠城せしめた。

會社側は二十九日の會見後首腦部會議を開き酒榮組主酒榮

與平を解雇し組主實弟酒榮宗市を雇傭することに決定し直ちに解雇通知を出し罷業對策としては北九州方面より失業人夫を募集し漸く作業を續けると共に職工の動搖を慮り極力警戒に努む

三十日本社より廣田勞務主任來りて種々對策協議をなし三十一日勸告文を工場内の主要個所に掲げ且つ資金支拂日なるを以て酒榮組を通ぜず直接人夫に受取方を通達し個々の説得を計劃したるも之に應ぜず代人をして受取り却つて争議團の感情悪化せり。

籠城の争議團は組主酒榮與平の指揮にて統制を保ち組主解雇通知に對しては反駁書を差付して返送し更に本社潮崎専務取締役に陳情書提出して強硬態度を押し一般職工の同情喚起を冀望し應急人夫の就勞阻止、市民並關係方面への聲